

○水戸市化製場等に関する法律施行条例

令和元年12月23日

水戸市条例第29号

(趣旨)

第1条 この条例は、化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号。以下「法」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

(死亡獣畜取扱場の変更の届出事項)

第3条 法第3条第2項の条例で定める事項は、死亡獣畜の埋却を行う死亡獣畜取扱場における埋却の区域とする。

(許可を受けた者とみなされるための届出事項)

第4条 法第9条第4項の条例で定める事項は、施設の所在地とする。

(手数料)

第5条 次の表の左欄に掲げる許可を受けようとする者は、同表の中欄に掲げる手数料として、それぞれ同表の右欄に掲げる額を当該許可に係る申請の際に納付しなければならない。

許可の種類	手数料の名称	手数料の額
法第3条第1項の規定に基づく化製場の設置の許可	化製場設置許可申請手数料	1件につき 27,000円
法第3条第1項（法第8条において準用する場合を含む。）の規定に基づく死亡獣畜取扱場又は法第8条に規定する施設の設置の許可	死亡獣畜取扱場等設置許可申請手数料	1件につき 17,000円
法第9条第1項の規定に基づく動物の飼養又は収容の許可	動物の飼養又は収容許可申請手数料	1件につき（1個の施設又は同一の構内にある数個の施設に關し同時に数件の申請が行われる場合にあっては、当該数件の申請につき） 8,300円

2 既納の手数料は、還付しない。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。